

## 【旧規格消火器・老朽化消火器は早めの交換を！】

消火器は使用しなくても長年の間に老朽化します。

古くなり腐食が進んだ消火器を操作したことにより、消火器が破裂し、ケガをする事故が発生しています。

また、消火器の設置が義務付けられている建物等で、旧規格の消火器が設置されている場合、2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められません。

旧規格消火器・老朽化消火器を発見した場合、**使用せず新しい消火器へ早めの交換をお願いします。**

旧規格消火器とは…①製造年が2011年以前のもので、次の②③に該当するもの  
 ②適応火災マークが文字表示のもの  
 ③「設計標準使用期限」が記載されていないもの



老朽化消火器とは…消火器本体の変形、サビ又は塗装の剥離があるもの  
 消火器の底部など著しく腐食しているもの  
 ホースの破損やひび割れがあるもの  
 使用期限や耐用年数を過ぎているもの

※イメージ



## ■自分で出来る消火器のチェックポイント

1. 消火器本体が変形したり、サビやキズはないか？
2. ホースにひび割れが入ってないか？
3. 圧力ゲージが付いている消火器の場合、正常値（針が目盛りの緑色の部分）を指しているか？

消火器に明示してある使用期限や耐用年数を過ぎていないか？

## ■廃棄について

不要になった消火器は、一般ごみのように捨てたり、放置しないでください。事故防止のために、必ずお買い求めになった販売店か、専門業者にお引渡してください。

※分解・廃棄の処理には費用がかかりますので、有料処理となります。

## ■千葉県消防設備共同組合

千葉県消防設備共同組合では、回収を行うことができる業者の紹介ができます。

※電話043-268-8860までお問い合わせください。

## ■その他

ホームセンターなど、住宅用消火器を購入した場合に限り、古い住宅用消火器の回収を実施している事業所もありますので、それぞれの事業所にお問い合わせください。

## ■リーフレット

<https://www.ferpc.jp/wp-content/uploads/2015/03/general.pdf>  Ctrl+クリック

一般社団法人日本消火器工業会（消火器リサイクルリーフレット）

[https://www.jfema.or.jp/wordpress/wp-](https://www.jfema.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/06/katashiki_shikkou_201906.pdf)

[content/uploads/2019/06/katashiki\\_shikkou\\_201906.pdf](https://www.jfema.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/06/katashiki_shikkou_201906.pdf)  Ctrl+クリック

一般社団法人日本消火器工業会（旧規格消火器交換促進リーフレット）

## ■お問い合わせは

消防本部 予防課 電話：0470-80-0132

